

高齢者の雇用環境等を整備したい

65歳超雇用推進助成金

生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の雇用の安定に取り組む事業主に対し、助成します。

対象者

雇用保険適用事業所の事業主

※要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

内容

(1) 65歳超継続雇用促進コース

■ 助成内容

高齢者の安定した雇用の確保のため①65歳以上への定年の引上げ又は定年の定め廃止、②希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入、③他社による継続雇用制度の導入を実施した事業主に対して助成します。

■ 支給額

①定年引上げ又は定年の定め廃止

措置内容 (引上げた年齢)	65歳	66～69歳		70歳以上 (旧定年が70歳未満に限る)	定年の定め廃止 (旧定年が70歳未満に限る)
		5歳未満	5歳以上		
60歳以上 対象被保険者数					
1～3人	15万円	20万円	30万円	30万円	40万円
4～6人	20万円	25万円	50万円	50万円	80万円
7～9人	25万円	30万円	85万円	85万円	120万円
10人以上	30万円	35万円	105万円	105万円	160万円

②希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

措置内容 (引上げた年齢)	66～69歳	70歳以上 (旧定年 及び継続雇用年齢が 70歳未満に限る)
60歳以上 対象被保険者数		
1～3人	15万円	30万円
4～6人	25万円	50万円
7～9人	40万円	80万円
10人以上	60万円	100万円

③他社による継続雇用制度の導入

措置内容	他社による継続雇用年齢の引上げ	
	66～69歳	70歳未満から 70歳以上
支給額 (上限)	10万円	15万円

※1 当コースは、令和6年度から申請受付期間が変更になりました。申請は、定年引上げ等の実施日が属する月の翌月から起算して4か月以内の各月月初から15日（土日祝に当たる場合は翌開庁日）までに、必要な書類を添えて提出してください。

※2 令和3年3月31日までに支給申請を行い70歳未満の取組みにより本コースを受給した事業主が、70歳以上の措置を導入した場合は、上記助成額から既受給額を差し引いた額を助成します。

※3 複数の取組みを実施した場合であっても支給額はいずれか高い額のみとなります。

※4 ③の表の支給額を上限に、他社における制度の導入に要した経費の2分の1の額を助成します。

(2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

■ 助成内容

高年齢者の雇用管理制度の整備に係る措置（高年齢者雇用管理整備措置）を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

■ 支給額

支給対象経費（上限50万円）の60%、ただし中小企業事業主以外は45%

支給対象経費とは、措置の実施に必要な専門家への委託費、必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入経費、コンサルタントとの相談経費

(3) 高年齢者無期雇用転換コース

■ 助成内容

無期雇用転換計画に基づき、当該無期雇用転換計画期間内に、有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）

■ 支給額

・対象労働者1人あたりの助成額は以下のとおりです。

	【助成単価】 中小企業	【助成単価】 中小企業以外
高年齢者無期雇用転換コース	30万円	23万円

活用方法

制度の詳細については、下記の機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人高年齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部高年齢・障害者業務課

TEL：092-718-1310 URL：<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/index.html>

